

議案第 7 号

太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について

太宰府市監査委員条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正する  
必要が生じたので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市監査委員条例（昭和 51 年条例第 459 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。